

○井原市水道事業給水条例施行規則

昭和43年3月29日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、井原市水道事業給水条例（昭和43年井原市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利害関係人の同意書等の提出)

第2条 給水装置工事申込者は、条例第12条第2項の規定により次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置し、又はその給水装置の改造工事をするとき  
本管所有者の同意書
- (2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき  
土地所有者の同意書
- (3) 他人の家屋に給水装置を設置するとき  
建物所有者の同意書
- (4) その他特別の理由があるとき  
利害関係人の同意書又は申込者の誓約書

2 前項第1号の同意をした者が給水装置を撤去し、又は廃止しようとするときは、分岐給水装置所有者に通知しなければならない。この場合、分岐給水装置所有者がなんらかの手続をしないときは、給水を廃止したものとみなす。

(工事申込みの取消し)

第3条 給水装置工事申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込みを取り消したもとする。

- (1) 給水装置工事申込者の責めに帰すべき事由により設計又は工事に着手することができな  
いとき。
- (2) 工事費を指定の日までに納入しないとき。

2 工事申込みの際未納金のあるときは、これを完納しなければその工事を承認しない。

(加入負担金)

第4条 条例第15条第2項の加入負担金は、次の表に定める額とする。

量水器の口 径	ミリメー トル						
	13	20	25	40	50	75	100
	円	円	円	円	円	円	円
加入負担金 の額	88,000	176,000	352,000	880,000	1,320,000	2,904,000	5,280,000
私設消火栓						2,904,000	

加入負担金 の額							
-------------	--	--	--	--	--	--	--

(工事費の算定基準)

第5条 条例第17条に規定する工事費の算定基準は、水道事業等の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が毎年度初めに決定し、その年度内は変更しない。ただし、材料の価格又は賃金が10分の2以上変動したとき及び特殊なものについては、この限りでない。

第6条 削除

(工事費の精算)

第7条 条例第18条第2項の規定による精算額に過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

(水道メーターの管理)

第8条 水道メーター（以下「メーター」という。）の保管者は、メーター（保護箱及び接続金具を含む。）を管理し、毀損した場合又はその機能に異常があると認める場合は、遅滞なく管理者に届け出なければならない。

(メーターの位置変更)

第9条 メーターの位置は、管理者が必要と認めるものに限り変更することができる。

2 給水装置所有者の請求による位置変更に要する経費は、申込人の負担とする。

第10条 削除

(基本料金の徴収)

第11条 給水の中止、廃止の届出がないとき、又はメーターが使用水量を示さない場合でも基本料金は徴収する。

(誤びゅう料金の精算)

第12条 料金徴収後料金に誤びゅうのあることを発見したときは、給水を中止したものについて過不足分を追徴し、又は還付し、給水を継続中のものについては、次期において精算する。

(使用水量が明確でないときの認定方法)

第13条 条例第29条第3号によるメーター又は給水装置の故障等により使用水量が明確でないときは、その水量は、改修後の使用水量又は故障前3月分の平均使用水量及び前年同期間の使用水量を勘案して管理者が認定する。

(認定水量の訂正)

第14条 前条の規定により認定した水量に異議があるときは、その料金の納付期日までに申し出なければならない。この場合、水量認定の基準が不当であったときは、再認定の上訂正することができる。

2 認定水量により納付書を交付した後その認定水量が過少であることが判明したときは、再認

定の上追徴することができる。

(水道料金徴収の期間)

第15条 水道料金は、前期の検針日の翌日から当期の検針日までを1期とし、算定し、徴収する。

(水道料金等の納期)

第16条 水道料金の納期は、次のとおりとする。ただし、納期限が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日をその期限とする。

期別	納付期限
1	5月末日まで
2	7月末日まで
3	9月末日まで
4	11月末日まで
5	1月末日まで
6	3月末日まで

(諸届出用紙)

第17条 給水に関する請求その他届出用紙は、市が交付する。ただし、指定給水装置工事業業者は、市の指定する様式により自己の用紙を使用するものとする。

(届出等の様式)

第18条 この規則の施行に関し必要な届出等の様式は、別に定める。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第19条 条例第44条第4項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条の規定に定める管理基準に準じて管理すること。
- (2) 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(準用規定)

第20条 この規則は、井原市簡易水道についても準用する。

附 則

- 1 この規則は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に井原市簡易水道条例施行規則（昭和33年井原市規則第10号）の規定に基づいてなされた処分及び手続は、それぞれこの規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

す。

3 井原市簡易水道条例施行規則は、廃止する。

附 則（昭和48年12月13日規則第30号）

この規則は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則（昭和49年12月5日規則第21号）

この規則は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日規則第10号）

この規則は、昭和50年4月1日より施行する。

附 則（昭和51年3月11日規則第4号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月1日規則第3号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年6月29日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年12月26日規則第21号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月30日規則第3号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月20日規則第12号）

この規則は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（平成元年1月30日規則第2号）

この規則は、平成元年2月1日から施行する。

附 則（平成元年3月17日規則第9号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月26日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の井原市水道事業給水条例施行規則の規定にかかわらず、施行日前に申込みのあった工事に係る加入負担金で施行日前に調定したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月27日規則第11号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月24日規則第19号）

この規則は、平成11年9月1日から施行する。

附 則（平成15年3月18日規則第7号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日規則第50号）

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成18年1月4日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の井原市水道事業給水条例施行規則別表第1の規定により、同表中6期の納付期限が4月末日までとされているものについては、施行日以後、最初に到来する納付期限に限り、なお従前の例による。

附 則（平成23年2月21日規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月19日規則第26号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月16日規則第16号）

この規則は、井原市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和元年井原市条例第21号）の施行の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第15号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月23日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の井原市水道事業給水条例施行規則の規定にかかわらず、施行日前に申込みのあった工事に係る加入負担金で施行日前に調定したものについては、なお従前の例による。